

訪問介護って…？ 家政婦とは違うの？



『訪問介護』…わかりやすく言うとヘルパーさんです。
実際に自宅へ来てくれて身の回りのお世話や身体的な支援、
介助を行ないます。1回の訪問時間は基本的には30分～
2時間程度です。支援する内容によって時間は異なります。

訪問介護は主に『身体介護』と『生活援助』の2つに分かれます。

①『身体介護』

⇒名前の通り、身体的な介護を行ないます。排泄介助(オムツ交換、トイレへ連れて行く等)、入浴介助、食事介助(食べる行為の介助)、移動介助が主な内容になります。また、調理や掃除、洗濯等の家事については、利用者の方と一緒に行なえば、『身体介護』の扱いになります。『身体介護』は30分単位の算定となります。

②『生活援助』

⇒主に家事の支援になります。調理や買い物、掃除、洗濯等実際に利用者の方の身体に触れないような支援は『生活援助』になります。『生活援助』は同居家族がいると保険給付対象外となります。(同居者が要介護者のみであれば可)

★注意

訪問介護は家政婦とは違います。介護保険で定められている訪問介護の支援内容は、基本として、“生活していくために必要不可欠な内容”とイメージしてください。そのため、庭の草むしりや使用していない部屋の掃除、利用者ではない同居家族の買い物や調理等…これらは保険給付の対象外となります。

また、受診の付添いについても、訪問介護は対象外となります。保険者(静岡市)の判断で保険給付対象となる場合もありますが、基本的には対象になりません。病院でヘルパーが付添っているのを見かけることがあるかもしれませんが、恐らくは保険外(実費)の利用か、施設職員が同行しているものだと思います。

病院は“医療保険下”にあります。基本的には保険の併用は認められておらず、受診時は介護保険ではなく、医療保険で賄う…という考え方です。すなわち、受診中は病院スタッフもしくはボランティアが介助、支援するのが普通というわけです。

訪問介護は実際は、なかなか厳しい規制があり、保険対象とならない行為が多くあります。ただ、生活していくためには、人それぞれ必要な支援が異なります。保険対象とならない支援も、支援方法を少し見直すだけで保険対象にできることもありますので、ケアマネジャーや訪問介護事業所としっかりと話し合っ内容を決定的ことをお勧めします。

ちなみにヘルパーは男性、女性等性別は問いません。また、年齢も特に問いませんが、体力は必要です。興味のある方は是非ヘルパーの資格を取って働いてみたらいかがでしょう！？